

(2) いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、「いじめは人間として絶対に許されない」を基本方針とし、全ての児童に関係する問題として考えていくものとする。全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為について、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

本校では、いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうる、どの子どもの被害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童が安心して学ぶことができる環境をつくり、児童をいじめに向かわせないための未然防止と早期発見、早期対応・解消を旨として、いじめ防止のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。いじめに向かわない態度・能力を育成し、児童が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるようにする。

(学校及び教職員の責務)

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、保護者のほか関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見・早期対応・解消に取り組むとともに、再発防止に全教職員が一致協力して指導に取り組むものとする。

第2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

学校の教育活動全体を通じて、社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、教育活動を通じた豊かな心の育成を図る。また、児童の発達段階に応じ、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認め、具体的な態度や行動に現れるような取組を行う。

1 いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行う。

(1) いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。

(2) 分かる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしながら分かりやすい授業づくりを行う。「学習を支えるつきたい力」の学習規律の共通理解と共通実践を土台として、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

(3) 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

(4) 児童が自らいじめ問題を学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(5) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力の育成として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動の推進により、児童の社会性を育むとともに、豊かな情操を培う。また、心の通う人間関係づくりとお互いの人格を尊重する態度を養う。

(6) 主体的な行動とコミュニケーション能力の育成

児童が意見の相違があっても、互いを認めながら調整し、解決していける力など児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- ① 縦割り班による学校生活や役割分担と集団づくり、社会性の育成
- ② 児童会における校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼び掛ける活動

2 いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気付かずにいじめを見逃したり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

(1) アンケート調査の実施

定期的なアンケート調査や教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり実施した後にいじめが起きたりする可能性があることに留意する。

(2) いじめ相談体制の確立

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 学級担任との個別面談の実施（月1回、いじめアンケート実施の週）
- ② 教育相談担当及び養護教諭、スクールカウンセラーによる相談窓口の設置

(3) 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常

的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童から教職員に相談があった場合に、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

(4) 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊、警察署等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

(5) 教職員間による情報共有

いじめについて集まった情報は、学校全体で共有する。

3 いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) 組織的な指導体制の確立

校内に「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

(2) 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任を持って珠洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

情報モラル教育を充実させ、ネット上のいじめ等の対応を図る。児童の発達段階に応じた情報モラルを身につけさせる指導を行う。また、児童と保護者対象のネットトラブルの非行被害防止講座等を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめの防止と、効果的な対処ができるために必要な啓発活動を行う。

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。

(4) 「いじめ問題対策チーム」の設置（常設）

いじめの防止、早期発見、早期対応・解消を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ問題対策チーム」を設置する。

〈構成〉

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭等とし、各学校の実情に応じてスクールカウンセラー等の必要と思われる教職員等を加え構成する。

※いじめ事案に関係する担当がその都度入る。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位

置づける。

〈役割〉

① 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施，進捗状況の確認，定期的検証を行う。

- ア 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- イ いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ウ 取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- エ 授業時間，休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告等

② 教職員の共通理解と意識啓発

- ア 学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- イ P D C A サイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ウ 各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- エ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

③ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取

- ア 学校いじめ防止基本方針の児童や保護者・地域に対する周知と啓発
- イ 児童会が主体となった取組の推進
- ウ 学校におけるいじめ相談窓口の設置と児童，保護者等への周知
- エ P T A や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

④ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ア 各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- イ 相談事例の集約と内容の分析 等

⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ア 関係教職員の招集及び役割分担
- イ 教職員からの情報収集及び整理等

⑥ 発見されたいじめ事案への対応

- ア 対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- イ 教育委員会への報告・相談
- ウ 対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- エ 関係機関への協力要請

⑦ 重大事態への対応

- ア 教育委員会への報告・相談
- イ 教育委員と連携した対応等

⑧ 必要に応じた関係機関との連絡調整

- ア いじめ対応アドバイザーの派遣を依頼し，いじめ対応についての指導助言を受ける。
- イ 心のケアについては，担任，養護教諭が行うとともに，関係機関と連携して対処する。
- ウ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，学校の設置者，教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

⑨ いじめの解消

いじめの解消は，事案発生における指導後とせず，いじめのない状態が少なくとも3か月以上継続していること，被害児童及びその保護者との面談等で被害児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できた段階で判断する。

4 いじめ防止等の具体的な取組

(1) 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から，積極的に授業改善を行う。その際，学校研究を踏まえて焦点化した取組を教職員が共通実践する。

【取組】

- ① 学習を支える付けたい力（学習規律とルール）の明確化と共通理解
- ② 生徒指導3機能（共感的人間関係を育成する・自己存在感を与える・自己決定の場を与える）を生かした授業づくり
- ③ 学び合いを充実させ、三角ロジック等による自分の考えの説明を促す授業の設定
- ④ 全教員の研究授業の実施と日常的な教職員相互で授業の参観

（2）道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

- ① 「ふるさとがはぐくむ道徳いしかわ」（石川県教育委員会）を活用しての道徳教育推進
- ② 週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業の実施
- ③ 全学年、保護者への道徳の授業公開と外部人材を生かした道徳授業の推進
- ④ 人権週間に、共通の題材（絵本、ビデオ、その他の資料等）を用いて人権に関わる授業の実施

（3）自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心をつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ア 運動会等でより多くの児童に役割を与える。
- イ 児童会の委員会活動等を充実させる。

（4）児童会の取組

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

- ア いじめ撲滅キャッチコピーや缶バッジデザイン等を募集・作成する。
- イ 月の生活目標を意識した委員会活動を行う。
- ウ 「あいさつ運動」などの自主的なボランティア活動を行う。

（5）情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ア 外部の講師を招き、保護者も参加したネットいじめ防止講演会を実施する。
- イ 年間指導計画に基づき、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

（6）アンケートや教育相談

月1回以上のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- ア 児童対象いじめ・携帯電話アンケート調査
毎月10日前後に実施し、いじめの早期発見・早期対応に努める。

- イ 保護者対象いじめアンケート調査（気になる兆候アンケート及び保護者アンケート）前後期各1回実施する。
- ウ Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）年2回実施（5月・10月）し、学校生活意欲と学級満足度の2つの尺度から子どもたちの学級生活の充実度と集団の傾向を把握する。
- エ 毎月、いじめアンケート後の火曜日に「児童理解の会」の開催
児童の些細な言動、環境集団の変化の情報の共有化を図る。

（7）いじめ防止等のための対策に関する校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図り、いじめ防止等のための対策に関する資質能力の向上のための校内研修を実施し、いじめ対応アドバイザーから指導助言を受ける。

【取組】

- ア いじめの事例検討会を実施し、校内体制の確認を行う。
- イ 各種調査の結果をもとに、いじめ防止等の具体的な取組の検証を行う。
- ウ 外部の講師を招き、いじめ防止等についての研修を行う。
- エ 学級経営や集団づくりに関する研修を行う。

（8）教職員のいじめ問題に関する正しい理解

国、県、市の基本方針やいじめ問題に関する通知等の共通理解を図る。また、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることを十分に認識する。

（9）家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより、Webページを通じて、家庭と地域の緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや関係団体との連携を促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【取組】

- ア PTA総会で、学校いじめ防止基本方針について、保護者に説明する。
- イ 「いじめに関するアンケート」及び「携帯電話・インターネット等利用調査」の結果について、本市の結果と比較しながら保護者に提示する。
- ウ 家庭訪問や保護者懇談において、児童生徒の状況について情報交換する。
- エ 放課後子ども教室や地域のスポーツ団体等の指導者と情報交換する機会を設ける。

（10）いじめ対応マニュアルの作成

これらの措置に対する詳細等について、毎年「いじめ対応マニュアル」を作成し、教職員の共通理解のもと対応するものとする。また、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくものとする。

（11）教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備

教職員が子ども達ときちんと向き合い、いじめの防止等に学校として、一丸となって組織的に取り組んでいけるように、業務改善を行っていくものとする。

5 学校におけるいじめ対応の検証

いじめ問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるようにする。そのために、いじめ問題対策チームで学校におけるいじめ対応の検証を毎年行う。また、PDCAサイクルに基づいて、学校評価において、児童や地域の状況を踏まえたいじめ防止に関する重点目標を設定し、その目標に対する具体的な取組状況や達成状況を児童・保護者アンケート等で評価し、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。

(1) 児童アンケート（7月・2月の2回実施）

（アンケート内容）

- ア 学校で学ぶことは楽しい
- イ 授業はわかりやすく楽しい
- ウ 勉強や運動でがんばったことを，先生はほめてくれる。
- エ 先生はいじめなど困ったことについて考えてくれている。
- オ 人が困っている時は，進んで助けている。

(2) 保護者アンケート（7月・2月の2回実施）

（内容）

- ア 学校は，子どもの生活全体について適切に指導していると感じますか。
- イ 学校は，子どもの間違った行動に対して適切な指導していると感じますか。
- ウ 学校は，いじめや暴力のない学校づくりに努めていると思いますか。
- エ 子どもに思いやりの心や礼儀を大切にする態度が育ってきていると感じますか。

(3) 評価結果と改善内容の公開

いじめに関する学校評価結果について，Webページや学校評価だより等で公表する。

6 いじめの早期発見に関する留意事項

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で，児童は様々な悩みや不安にともなうサインを，言葉や表情，しぐさなどで表している。教師は，一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず，早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている児童が学校で出すサイン ※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に，変化が見られる点）	
朝の会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず，うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具，机，椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し，しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際，冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人であることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で，いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時，席をはなしている ○ その児童が配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る

清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 課外活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

○ いじめを行っている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配付物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の好きな食べものを無理やり奪う
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の用事に付き合わせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

<注意しなければならない児童の様子>

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

<いじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられたりすることを嫌がったりする。
- ・ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

<インターネットを通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

(4) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

① いじめを受けている児童への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている児童への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。

- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動（ホームルーム活動）や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にはしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態

様であったか、学校がどのように対応したか) について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

年間指導計画表

月	学校行事等	いじめの防止等に関わる取組							
		① 授業改善に関わる取組	② 道徳教育や人権教育等の充実	③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組	④ 児童会の取組	⑤ 情報モラル教育の充実	⑥ アンケートや教育相談	⑦ 校内研修の実施	⑧ 家庭や地域との連携
4	始業式・入学式 学習参観・PTA 総会・学級懇談会	重点の確認 1学期の取組の 共通理解	重点項目の確認 道徳の年間指導 計画表の配付	特別活動の全体 計画・年間計画の 確認	スローガン作成	情報モラル教育 年間指導計画の 確認		職員会議(学校い じめ防止基本方 針の周知)	学校運営協議会 ①
5		学習規律強化週 間			ちょこっとボラ ンティア		Q-U 教育相談 気になる兆候ア ンケート		学校いじめ防止 基本方針の周知
6	梅とり	相互授業参観							
7	通知表渡し・保護 者面談	取組の分析・改善 点の明確化	道徳の時間の公 開(1年3年6年)		いじめ撲滅集会 ①		学校生活アンケ ート,保護者アン ケート	いじめ対応アド バイザーを交え ての研修・相談①	児童クラブとの 情報交換 学校運営協議会 ②
8		2学期の取組の 共通理解						校内研修会(事例 検討)	家庭訪問
9	運動会	学習規律強化週 間		運動会の充実・活 動のふりかえり					学校運営協議会 ③
10	修学旅行・遠足				前期ふりかえり スローガン作成		Q-U		
11	学校公開 マラソン大会 授業参観・懇談会	相互授業参観	道徳の時間の公 開(2年4年5年)			ネットいじめ防 止講演会	教育相談	いじめ対応アド バイザーを交え ての研修・相談②	携帯電話等の適 切な利用の呼び かけ
12	人権週間 通知表渡し・保護 者面談	取組の分析・改善 点,3学期の取組 の共通理解	人権週間の取組 道徳の時間の実 施状況の確認		いじめ撲滅集会 ②		学校生活アンケ ート,保護者アン ケート		スポーツ団体と の情報交換
1	なわとび集会	学習規律強化週 間					学校生活アンケ ート,保護者アン ケート	校内研修会(各種 調査結果の分析)	学校運営協議会 ④
2	卒業生を送る会・ 感謝する会	相互授業参観 取組の分析・改善 点の明確化	道徳教育の全体 計画・年間指導計 画の見直し	特別活動の全体 計画・年間計画の 見直し		情報モラル教育 の年間指導計画 の見直し	いじめ・携帯電話 アンケート 教育相談		いじめアンケ ート分析結果の提 示
3	卒業式	次年度の重点の 確認	次年度の重点項 目の確認		後期ふりかえり		アンケートの見 直し	校内研修会(次年 度の取組)	
通 年		生徒指導の機能 を生かした授業 改善	年間指導計画に 基づく道徳の時 間の実施	児童会・生徒会 の委員会活動の充 実	月目標を意識し た委員会活動 あいさつ運動	年間指導計画に 基づく情報モラ ル教育の実施	いじめ・携帯電話 アンケート(毎月 10日実施)		学校だより 保護者への連絡

